

「群馬県安心リフォーム事業者登録制度」のご案内

「群馬県安心リフォーム事業者登録制度」とは、住宅リフォームに関する一定の要件を満たす事業者を登録し、広く県民に情報を提供することにより、県民が安心して事業者を選択できる環境を整備することを目的とするものです。

●事業者の登録要件

- ① 県内に本店、支店又は営業所があること。
- ② 業務について5年以上経験があること。
- ③ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員でないこと。
- ④ ゆと協が実施するリフォームに関する講習会を受講すること。
上記条件の他に次のいずれかに該当すること。
- ① 別表1に掲げるいずれかの団体に所属していること。
- ② 国土交通大臣指定住宅瑕疵担保責任保険法人(別表2)のリフォームの瑕疵保険の活用が可能なこと。
- ③ 業務についての国家資格、職業能力開発促進法に規定する技能士、各種団体が主催する資格を有すること。
- ④ 前号に該当する者を有する事業者であること。
- ⑤ 住宅供給公社が発注する工事で、相応の実績が認められる者。

●登録業者の遵守事項

- ① 登録事業者は一般社団法人住宅リフォーム推進協議会の住宅リフォーム事業者倫理憲章を遵守すること。(一般社団法人住宅リフォーム推進協議会 <https://www.j-reform.com/>)
- ② 契約は必ず書面によることとし、かつ工事完成后10年以上保存すること。
- ③ 見積りを行うに当たり、その見積りが有償か無償か事前に説明すること。
- ④ リフォームの工事内容等を書面により明確にすること。
- ⑤ 契約書は原則として一般社団法人住宅リフォーム推進協議会策定の標準契約書式を使用すること。
- ⑥ 1年以上の瑕疵(かし)担保責任を有することを契約に明記すること。

●登録の申込み方法

- ① 別記様式1 群馬県安心リフォーム事業者登録制度登録申請書
- ② 別記様式1-1 登録内容事項一覧表
- ③ 上記様式を提出(郵送可) → 審査 → 登録 → 登録料の振込をご案内します。

●登録料 年間 5,400 円

●お問合せ・お申込み

群馬県ゆとりある住生活推進協議会

事務局 群馬県住宅供給公社 ぐんま住まいの相談センター

〒371-0025 前橋市紅雲町1丁目7番12号

Tel 027-210-6634 Fax 027-223-9808

Mail center@gunma-jkk.or.jp URL <https://www.gunma-jkk.or.jp/>

【別表1】

1. 一般社団法人群馬県建築士事務所協会
2. 一般社団法人群馬県建設業協会
3. 協同組合 群馬県機械設備工業会
4. 全建総連 群馬県建築業組合連合会
5. 一般社団法人群馬県木造住宅産業協会

【別表2】

1. 株式会社 住宅あんしん保証
2. 住宅保証機構 株式会社
3. 株式会社 日本住宅保証検査機構
4. 株式会社 ハウスジーマン
5. ハウスプラス住宅保証 株式会社